

**優良なカーボンオフセットプロバイダーのための規範**

ver1.0

2009年3月

## 1. 規範の目的と運用方針

- 当協会の理念を実現するために、消費者・顧客保護、カーボンオフセットプロバイダーの健全性の保持、サービス品質の向上、業界の信頼性向上に努めるため、自らを律する規律として定める。
- 当協会の正会員は、顧客のみならず社会に対して説明のできるよう、当規範の手順に則ったカーボンオフセットサービスを原則提供することとする。
- 手順は、中央省庁・自治体から出されるガイドラインとも協調し、随時改善・修正を行っていくものとする。

## 2. カーボンオフセットの種類

- 当協会では、カーボンオフセットを、対象とする活動の温室効果ガス (GHG) 排出量の算定の有無に基づいて、以下の通り分類することとする。
  - － GHG 排出量の算定あり：算定型カーボンオフセット
  - － GHG 排出量の算定なし：非算定型カーボンオフセット
- 算定型カーボンオフセット (以下、「算定型」という) とは、カーボンオフセットの対象とする活動が特定され、かつその活動に伴う GHG 排出量が算定されているものを指す
- 非算定型カーボンオフセット (以下、「非算定型」という) とは、カーボンオフセットの対象が規定されていないなど、GHG 排出量が算定されていない算定型以外のものを指す
- 当協会では、カーボンオフセットにおける無効化方法として、「償却による無効化」と「取消による無効化」双方を無効化方法として認める。

## 3. 適正なカーボンオフセットの手順

当協会の正会員は、最低限以下の手順に基づいて、カーボンオフセットを実施する。

- ① バウンダリーの設定
- ② カーボンオフセットする量の特定
- ③ 排出削減 (吸収拡大) クレジットの調達
- ④ 排出削減 (吸収拡大) クレジットの無効化
- ⑤ 証明書などの発行

## ① バウンダリーの設定

- カーボンオフセットの対象とする活動、その範囲および期間を設定、明示する
- バウンダリーを設定するにあたり、対象活動の幅とその意味するところを顧客に対して十分な説明を行い、当該カーボンオフセットのプログラムに適したバウンダリーを顧客と協議の上選択する。
- 対象活動、範囲、期間は、その選択理由を説明できるということに留意して、GHG排出の責任範囲の観点で選択することが望ましい。
- 非算定型においては、算定型との混同を防ぐため、バウンダリーを定めないカーボンオフセットである旨を説明・明記する。

## ② カーボンオフセットする量の特定

- カーボンオフセットの「対象とする GHG 排出量」(以下、「カーボンオフセット量」という)を定量的に特定、明示する。
- カーボンオフセット量を特定するにあたり、その意義、算定の考え方や精度、国の定めるガイドラインに関する説明を顧客に対して行い、特定方法を顧客と協議の上、選択する。
- 算定型においては、バウンダリー内において発生する GHG 排出量を算定した上で、以下の通りカーボンオフセット量の特定を行う。
  - － カーボンオフセット量は、「バウンダリー内の GHG 排出量」に「対象とするカーボンオフセット比率」を乗じて算定を行う。
  - － GHG 排出量の算定にあたり、算定方法(事前推計/事後実績、プロセス等)、考え方(排出責任、全体に占める割合、重要度、精度設定等)とその根拠(係数、指針、算定の保守性等)を明示する詳細は参考資料「GHG 排出量算定に係るチェックリスト」に定める。
  - － GHG 排出量の算定にあたり、算定の方法、排出係数、活動量の考え方等は、国が示すガイドラインも参考にする。
  - － GHG 排出量の事前推計を行う場合には、活動量推計は顧客が提供する情報に基づいて原則行うなど、誇大表示とならない工夫と責任範囲を明確化する。
  - － 上記の GHG 排出量の算定に基づいて、カーボンオフセット比率を乗ずることで、カーボンオフセットする量を特定する。
  - － バウンダリー内の一部の GHG 排出量を対象にオフセットを行う場合には、その事実と理由を明示し、全体をオフセットするような誤解のないよう表記する。

- 非算定型においては、以下の通りカーボンオフセット量の特定を行う。
  - － 個別または全体の取組においてカーボンオフセットする量を特定する。
  - － カーボンオフセット量について、その意義、効果や量について、わかりやすい説明を行う(※何と同等量か等)。

### ③ 排出削減(吸収拡大)クレジットの調達

- カーボンオフセットに使用する排出削減(吸収拡大)クレジット(以下、「クレジット」という)は、プログラム提供開始前にそれを創出するプロジェクトが特定できるよう、事前に調達することが望ましい。
- クレジットの調達にあたり、以下の条件を満たすクレジットを使用する。
  - － 未使用であること
  - － 排出削減(吸収拡大)量が定量化され、量に関する一定の信頼性があること
  - － プロジェクトが追加的な削減に基づくことが論証されていること
  - － 吸収拡大量の場合、その持続性への担保措置がなされていること
- レジストリやシリアル番号などによる、クレジットの発行・移転の管理、重複を防止する仕組みが備わっているスキームに基づくクレジットを使用することが望ましい。クレジットが公的にこれらの条件を満たしていない場合には、情報開示可能かつ適切な管理体制を、社内的に最低限整備する。
- カーボンオフセットにおけるクレジットの選択にあたり、それを創出するプロジェクトの説明、クレジットの種類と特徴、クレジットの調達方法、無効化方法などに関して、他のオプションとの比較を含めた十分な説明を顧客に対して行い、使用するクレジットを顧客と協議の上、選択する。
- クレジットは、すでに所有しているか、なんらかの契約等によって、相当な確率で調達の目処が立っているクレジットを使用し、調達期限を顧客に明示する。
- やむを得ずクレジットを事後調達する場合には、顧客およびユーザーにクレジットのデリバリーリスクに関する説明を充分に行い、当事者間で事後調達に関して事前に合意した上で、調達期限を明示した上でクレジットの調達を行い、結果について当事者に報告する。その際に、期限を遵守できなかった場合の措置も明示する。

### ④ 排出削減(吸収拡大)クレジットの無効化

- カーボンオフセットを実施するにあたり、②で特定したカーボンオフセット量相当のクレジットを無効化する。
- クレジットがCERの場合には、日本国政府の「償却口座への移転」または「取消口座への移転」のいずれかの方法にて、無効化する。
- 無効化するにあたり、その意義、取消と償却の違い、効果に関する説明を顧客に対して行い、無効化の方法を顧客と協議の上選択する。

#### ⑤ 証明書などの発行

- カーボンオフセットを完了(無効化まで)したことの証として証明書を発行する。
- カーボンオフセット実施前に証明書を発行する際には、実施前である旨を明記し、クレジットの調達・無効化に関する計画と、報告方法の記載を行う。この場合、オフセットが完了したことの証明書ではないため、誤解のないよう表記する。
- 証明書の発行にあたり、以下の内容の記載を行う。
  - － 対象となる活動とその説明
  - － 対象となる活動からの GHG 排出量算定結果と責任範囲
  - － オフセットを実施した割合 (活動の一部または全部)
  - － 使用するクレジットの種類およびプロジェクト概要
  - － 発行済みか、発行予定のクレジットか
  - － 発行済みのクレジットの場合には、シリアルナンバーの表記が望ましい
  - － 発行予定のクレジットの場合には、取得期限目安と通知方法
  - － 無効化の時期または予定と方法
  - － プロジェクト情報 (実施国、タイプ、トン数等)
  - － 企業情報、問い合わせ先 (Web サイト、メール、電話等)

#### 4. カーボンオフセットの管理体制

- カーボンオフセットを適正に提供するために、以下の管理体制を整備し、管理を行う。
  - － クレジットの調達・在庫・無効化の量・相手先・時期に関する管理
  - － カーボンオフセット実施の量・相手先・時期に関する管理
  - － 証明書・ロゴの発行先・時期に関する管理
- これらの管理を適正に行うために、二重チェックなど管理体制の信頼性を担保する仕組みを導入することが望ましい。

#### 5. カーボンオフセットの情報開示

##### ① 顧客 (カーボンオフセットプログラム実施者) への十分な説明

- 地球温暖化の背景・現状と京都議定書の概要
- カーボンオフセットの定義、意義と類型
- 自助努力の重要性 (順序は問わない)
- バウンダリーの考え方と GHG 排出の責任範囲
- カーボンオフセット量とその意義、算定方法や国の定めるガイドライン
- クレジットの種類、特徴と無効化方法

- クレジット調達方法・実績・見込みなど
  
  - 無効化の方法とその意義、効果
- ② 消費者・ユーザーへの情報開示
- 「カーボン・オフセットの取組に係わる信頼性構築のための情報提供ガイドライン」に準じて、適正なタイミングで適正な情報開示を行う。

以上